

正確計量を促進するための制度

(商品量目規制、適正計量管理事業所)

商品の正確計量の規制

(～消費者が安心して買い物をするために～)

- 日常、何気なく購入している食料品の内容量は本当に正しいのでしょうか？
 - 誰がこれを保証しているのでしょうか？
 - 内容量の表示に違反があった場合にはどうなるのでしょうか？

◆私たちの日常の買い物が安心してできるように、消費者が購入する商品は正確計量の規制がかけられています。商品の正確計量の規制の概要は以下のとおりです。

◆これらの規制は、一般に「商品量目」規制と呼ばれます。

	規制の概要	規制の対象
誤差内の正確計量の規制 (計量法第12条第1項)	商品を計量して販売するときは、法令で定められる誤差を超えないように計量しなければならない	計量して販売することが一般的な商品
包装商品の内容量の表記義務 (計量法第13条第1項)	包装商品を販売するときには、法令で定められた誤差を超えないように計量し、内容量と氏名・住所を表記しなければならない	上記のうち、特に包装して販売することが一般的な商品
輸入商品の内容量の表記義務 (計量法第14条第1項)	輸入した包装商品を販売するときは、法令で定められた誤差を超えないように計量し、内容量と氏名・住所を表記しなければならない	同上

◆特に、包装商品の規制がどのように行われているかを、次ページ以降で、スーパーの食肉販売について見てみます。

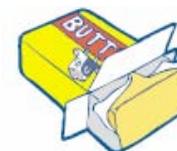
◆ここで、包装商品とは、通常包装されて販売される食料品を中心とする日用品のことであり、右に示すようなものです。



食肉及び
その加工品



魚及びその加工品

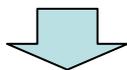


牛乳及び
乳製品

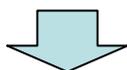


しょうゆ

①正確な計量



②計量値の表示



- ◆スーパーのバックヤードや食品工場では、写真のように肉や魚などの商品を加工しています。
- ◆加工・包装された商品は、その後、質量計(はかり)によってきちんと計量されます。
- ◆なお、この質量計の使用者は、質量計の正確性を維持するために、計量法に基づき2年ごとに行われる定期検査を受けています。

(参考)定期検査の実施

定期検査は、①地元自治体が行う検査に直接持ち込む、②商店が個別に契約する計量士が自治体に代わって行う検査を受ける、③適正な計量管理を行う事業所として自治体の指定を受けた事業所が自ら検査を実施する、のいずれかの方法により実施されます。



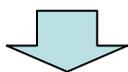
(参考)定期検査済証印

- ◆計量値は、内容量としてラベルに表記されます。
- ◆この計量値は、最終商品価格を決定する重要な指標となります。



ラベルの例

③計量値の誤差



- ◆商品の販売者は常に商品を正確に計量することが求められますが、実際には実量どおりピッタリと量ることは困難であるので、商品の特性を勘案しながら許容される計量誤差(量目公差)が設定されています。
- ◆たとえば、表示量400gの肉類は2%、すなわち8gの計量誤差しか認められていないので、実量が392gを下回ると計量法違反となります。
- ◆また、表示する計量値はあくまで「内容量」ですので、包装の重さは除外することが重要です。
- ◆包装の重さは思ったよりも重く、これが含まれると、購入価格の1~2割も商品の値段が高くなることもあるということはあまり知られていません。

肉類にかかる量目公差表

表示量	量目公差
5g以上 50g以下	4%
50gを超え100g以下	2g
100gを超え500g以下	2%
500gを超え 1kg以下	10g
1kgを超え 25kg以下	1%

④自治体による取締り



- ◆商品量目に関する規制の確実な実施は、自治体(都道府県や市町村)の重要な業務です。
- ◆自治体職員が、商品が適切に計量されているか、また、はかりは正確かどうかなどを確認するために、必要に応じて現地検査を行っています。
- ◆違反があった場合には、行政は、「勧告」、「公表」、「命令」を行い、これに従わない場合には、「罰則」(50万円以下の罰金)が適用されます。
- ◆実際には、軽微なミス(例:ラップ、トレイの重さの引き忘れなど)であることが多く、自治体による現地での改善指導によって対応しているのが実情です。

- ◆行政による取締りの結果を例として示します。
- ◆全国自治体の平成16年度の立入検査結果は以下のとおりです。
- ◆なお、自治体は事業者への立入検査権限を有しますが、立入の頻度は自治体ごとに異なります。

	立入戸数	検査商品個数	量目公差を超える誤差を示した商品個数
都道府県	5, 267	160, 664	8, 026
特定市町村 ^(注)	7, 662	182, 549	7, 405

(注)特定市町村：地方自治法に規定する政令指定都市、中核市、特例市及び計量法施行令で規定する市町村。
計量法に基づき、所管区域における質量計などの定期検査、商品量目規制の実施を行う。
特定市町村は113市(平成17年6月現在)

- ◆商品量目の規制によって、食料品を始めとする日用品の内容量は表示量どおりであることが確保されています。
- ◆また、特に海外から大量に輸入される商品の計量値の信頼確保に当たり、この規制は大きな効果があり、不適正な計量商品を水際で防止する役目を果たしています。

正確計量の体制を整えた事業所ー適正計量管理事業所

- ・日々大量の商品をはかりで計量し、販売している多くのデパートやスーパーなどでは、計量器の日常管理、従業員への指導・教育等適正計量のための取り組みを自主的かつ積極的に行っている。
- ・こうした事業所は「適正計量管理事業所」として都道府県より指定を受けることができる。

◆適正計量管理事業所となると

- ・都道府県が行う二年に一度のはかりの定期検査義務を免除される。
- ・指定を受けた事業者は適正計量管理事業所マークを表示することができる。

(参考)大阪府計量検定所が平成16年度に行った商品量目における立ち入り検査結果では、一般事業所における違反割合が10.2%に対して、適管事業所では3.2%と、適管事業所の計量管理の適正さがうかがえる

しかし ↓ ながら

◆課題: 以下の問題により、当制度の活用が進まない。

- ・適正な計量管理を行っているにもかかわらず、商品量目規制に関して行政(自治体)の立入検査を受けることは免除されない。
- ・適正計量管理事業所の指定を受けるための体制整備・維持のコストがかかる一方、指定を受けるメリットが少ない。(特に中小企業においてその傾向が強い)
- ・適正計量管理事業所マークの認知度が低いため、店頭に表示して消費者にアピールする意義が乏しい。



適正計量管理事業所
マーク



適正計量管理事業所
の作業風景